

### ◆令和5年1月～12月事故の状況◆

#### 【事故の特徴】

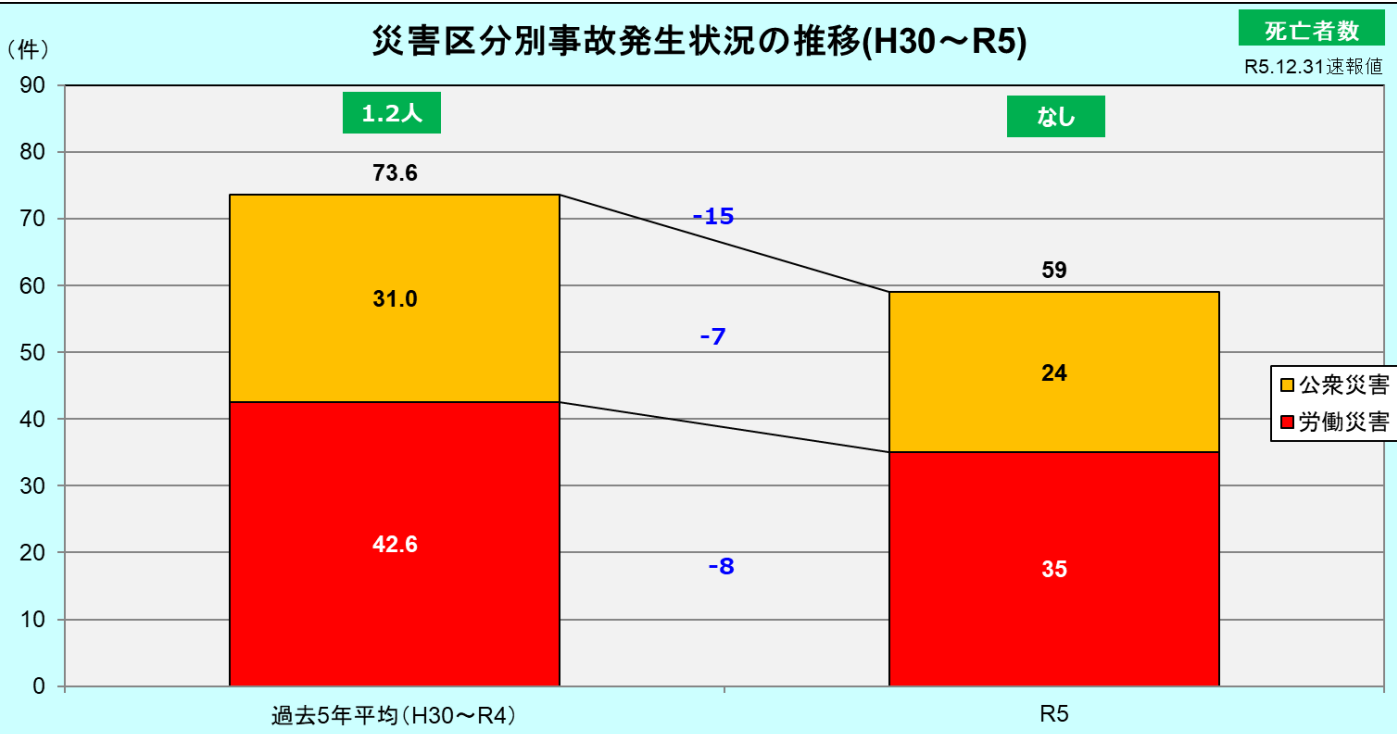
- ☆ **事故件数は59件**、過去5年平均に比べ15件程度減少。
- ☆ **労働災害は35件**、**墜落事故**が多く、過去5年平均と比較しても増えている。
- ☆ **休業4日以上労働災害は10件**、死亡事故なし。
- ☆ **地下埋設物、人身**を損傷する公衆災害が増加。

令和6年能登半島地震により北陸管内の広い範囲で甚大な被害が発生しました。今後も応急・復旧工事や現地調査などの継続化が見込まれるところです。  
本号巻末資料を参考にするなど、労働災害防止対策を周知徹底いただきますようお願いいたします。

### ～工事事故の発生状況～

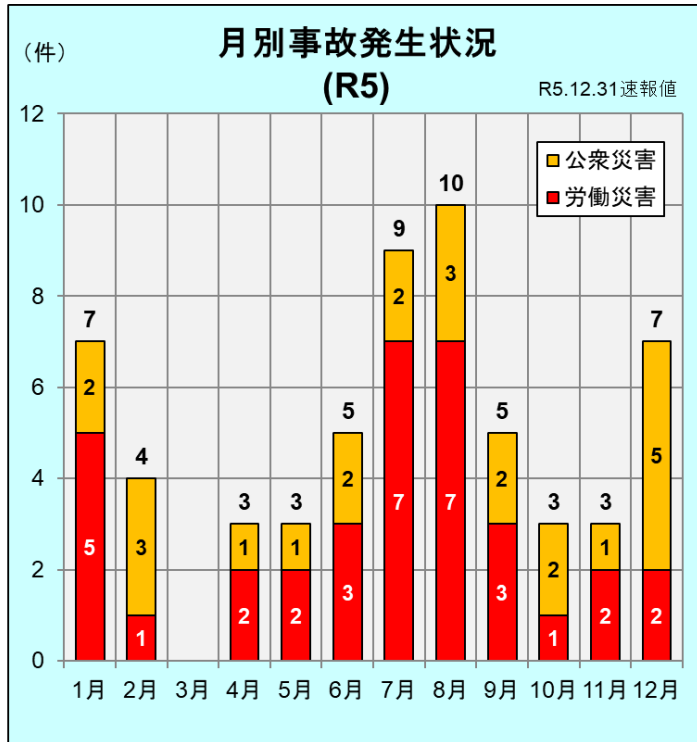
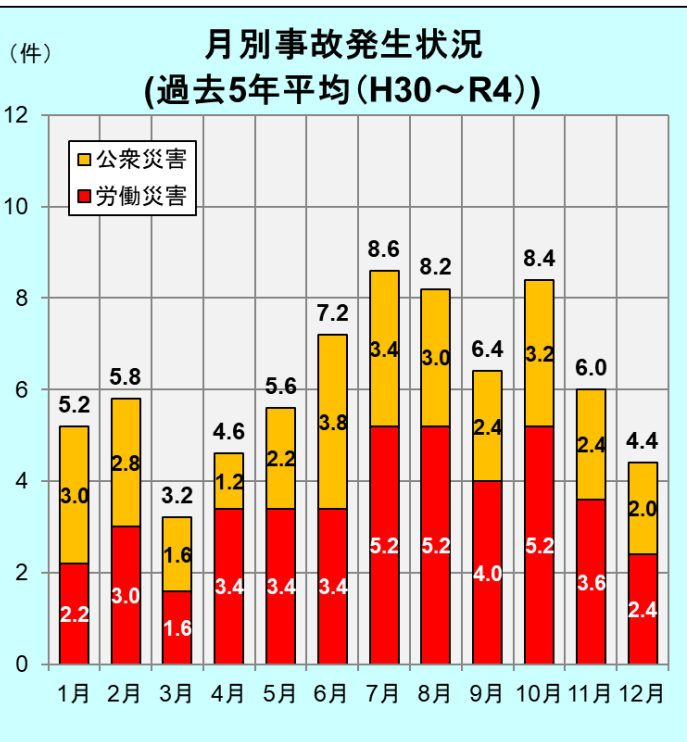
※北陸地方整備局発注の直轄工事を対象としています。  
※使用している数値は速報値であるため、今後変更となる可能性があります。

令和5年1月から12月までの事故件数59件で過去5年平均と比較する15件少ない状況です。労働災害は35件、公衆災害は24件発生しており、過去5年平均と比較してともに減少しています。



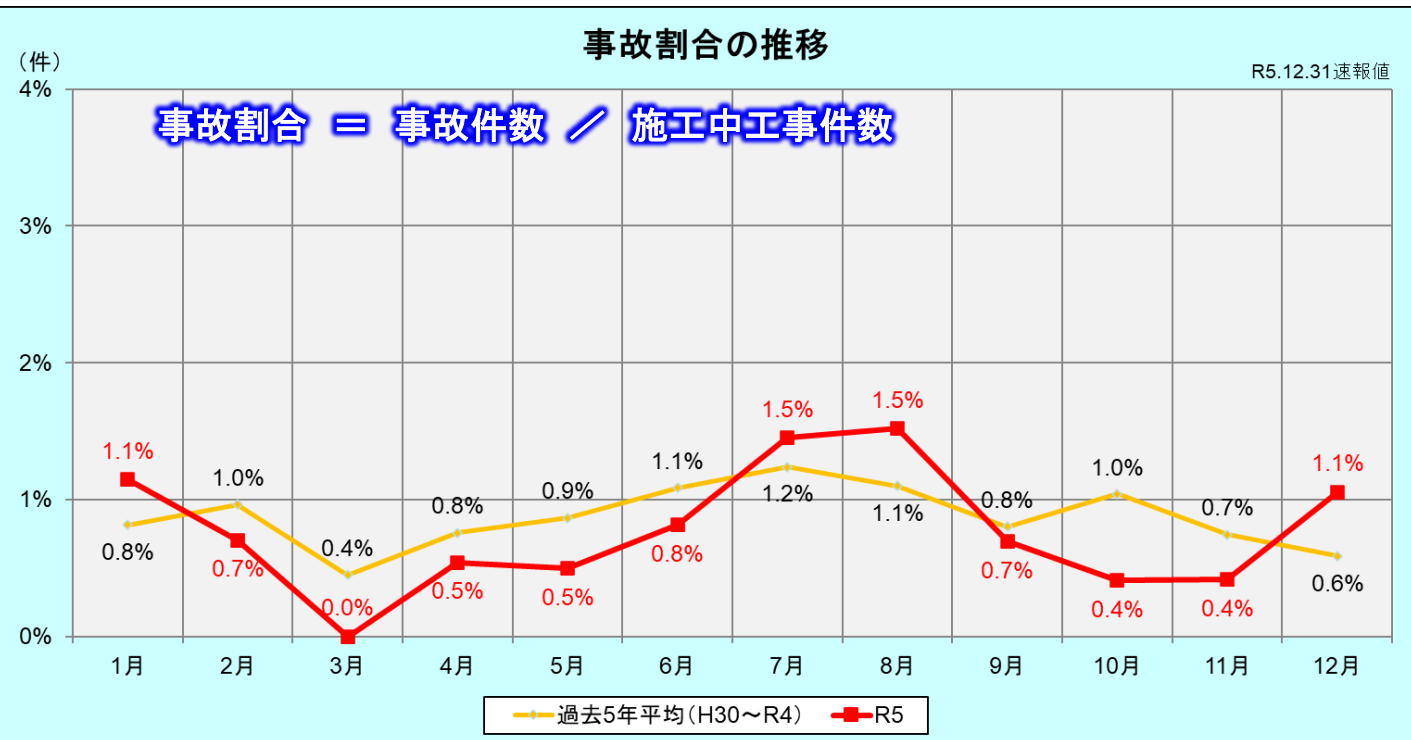
## ・月別の事故発生件数

過去5年平均と比較すると、1月、7月、8月、12月は増加しているが、それ以外の月は減少しています。



## ・事故割合

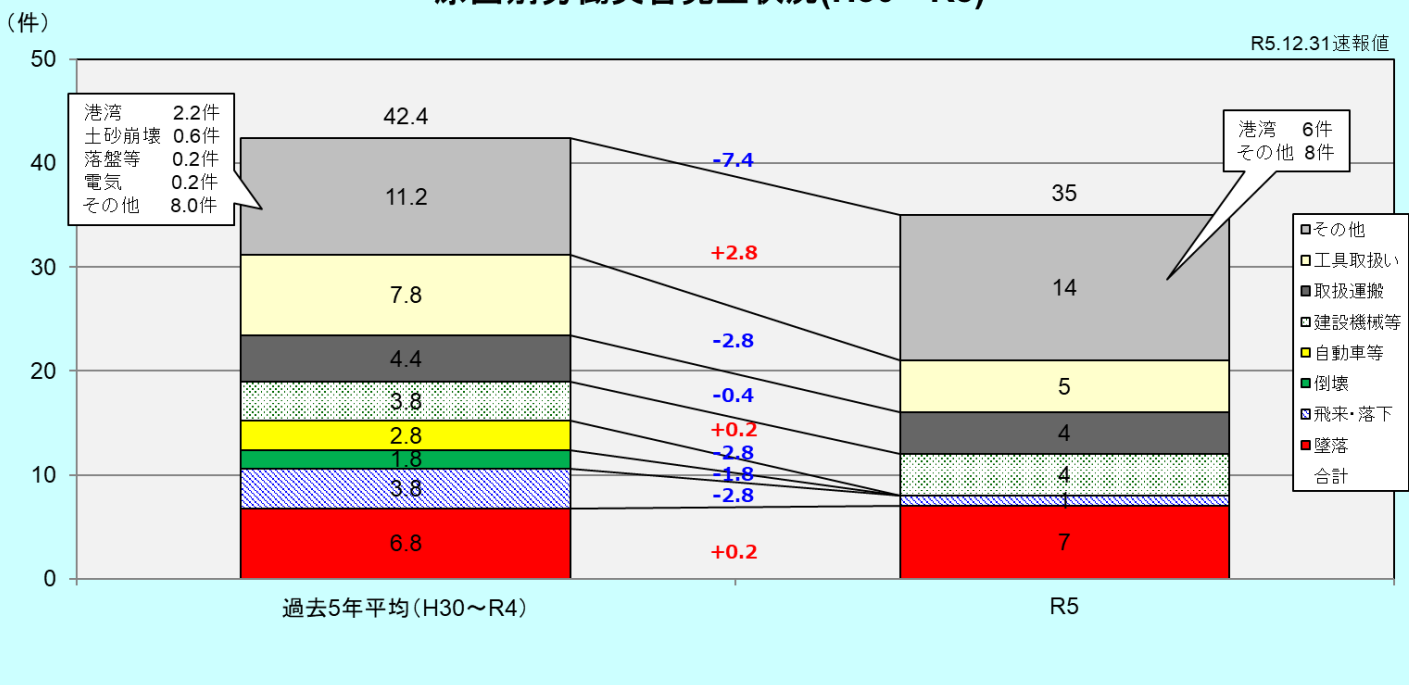
過去5年平均の事故割合の推移と比較すると1月、7月、8月、12月の事故割合が増加しているが、それ以外の月は減少しています。



## ・労働災害の原因別事故発生件数

令和5年1月から12月までの労働災害のうち、原因別で多い事故は墜落事故となっており、過去5年平均と比較しても増加しています。

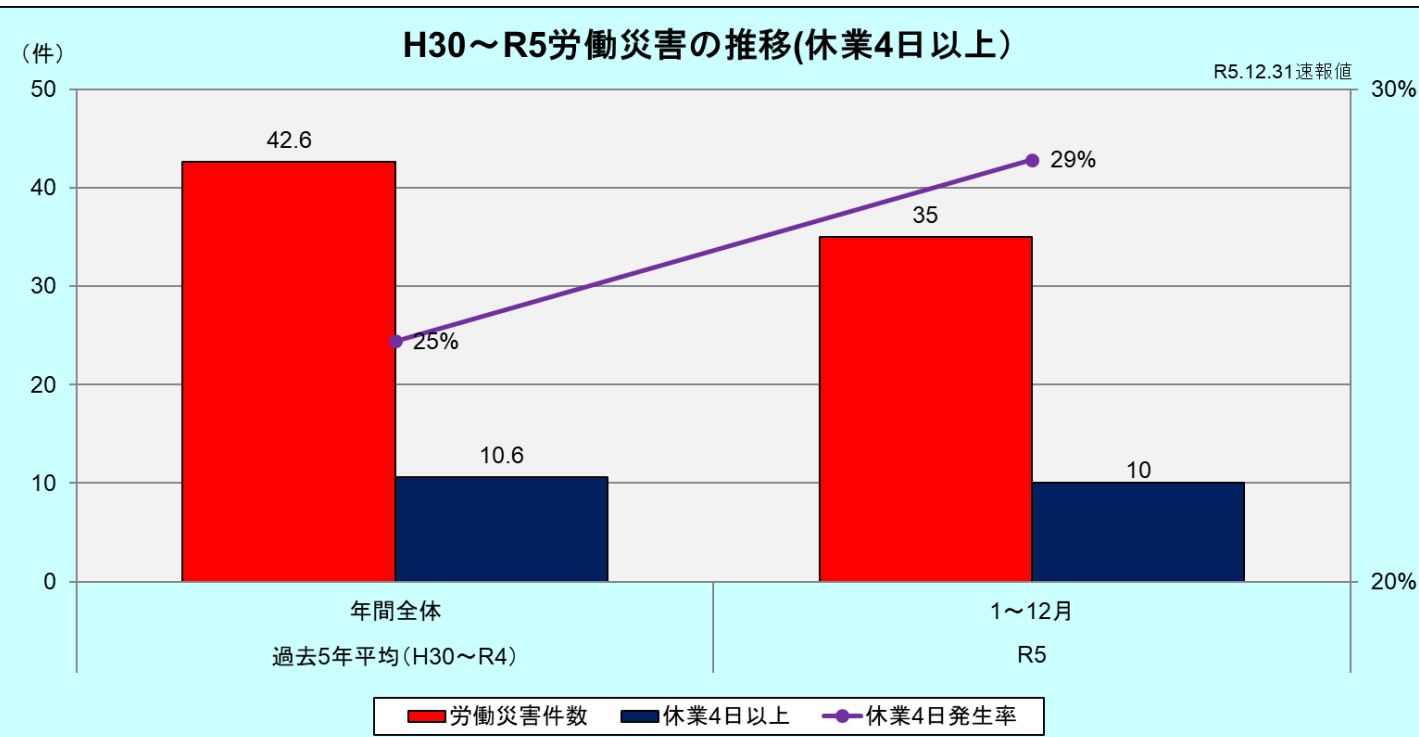
### 原因別労働災害発生状況(H30～R5)



## ・休業4日以上 の事故発生状況

令和5年1月から12月までの労働災害のうち、10件が休業4日以上 の事故となっています。過去5年平均と比べると重大事故の割合は25%から29%に増加しています。

### H30～R5労働災害の推移(休業4日以上)

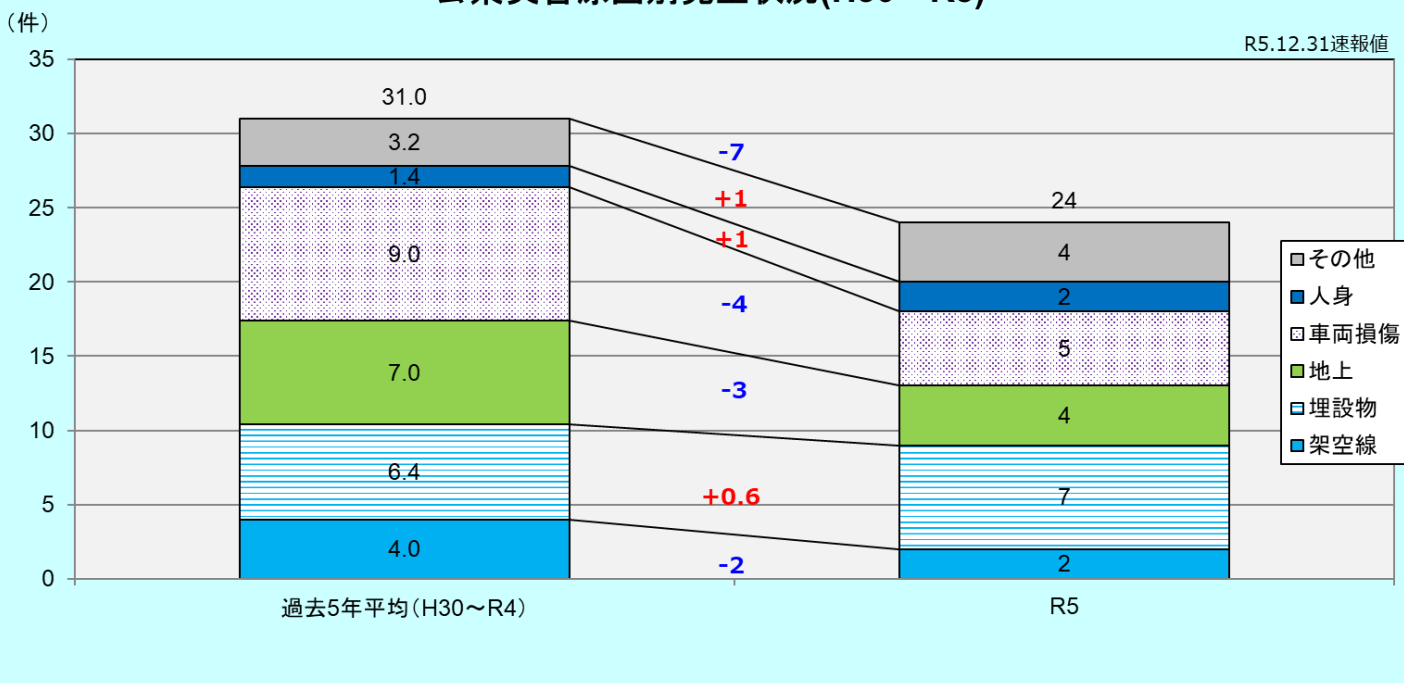


## ・ 公衆災害の原因別発生状況

今年1月から12月までの公衆災害は過去5年平均と比較すると7件減少していますが、地下埋設物、人身事故は増加しています。

公衆災害原因別発生状況(H30～R5)

R5.12.31速報値



## 休業4日以上は建設工事事故データベース（SAS）に登録

- ・ 建設工事事故データベース（SAS）は、地方整備局・都道府県・政令指定都市・機構等が発注する公共工事で発生した一定規模以上の事故の事故報告データの集合体です。収集されたデータは、建設工事事故対策検討委員会や発注者において、工事事故防止に向けた対策の検討・立案に利用しています。
- ・ 休業4日以上の建設工事事故等を対象に、登録に必要な事故番号、パスワードを発注担当課長等に通知しますので、受注者・発注者は、インターネットを利用して登録（入力）してください。

✓ <https://sas.hrr.mlit.go.jp/>



- ・ 登録に関する詳細については、ホームページ内の「SASのガイドライン」を参照して下さい。

【問合せ先】 北陸地方整備局 企画部 技術検査官 山崎

# 令和6年能登半島地震による復旧工事等における労働災害防止対策の徹底

令和6年能登半島地震により、北陸管内の広い範囲で甚大な被害が発生しています。災害の応急・復旧工事や現地調査を実施する中で、地山が崩れやすくなっている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、がれきの処理作業や建築物の解体等作業に伴う建設機械による災害等、労働災害の発生が懸念されます。労働災害防止対策の徹底をお願いします。

## 土砂崩壊災害防止

地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、地震の影響により地山が崩れやすくなっている可能性があることに十分に留意。

## 墜落・転落災害防止

屋根等の改修等工事において墜落防止措置がとられず、屋根の踏み抜きを含む墜落・転落災害が発生しがち。作業床を設けることが困難な場合には、要求性能墜落制止用器具を確実に使用。

## 石綿粉じん等のばく露防止

建築物のがれき処理作業や解体作業等の際には、事前に石綿の有無の確認等を徹底。適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じんその他の粉じんを吸入することを防止するための措置徹底。

## がれき処理作業及び損壊した建物等への立入り時における安全確保

当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施。底の厚い、踏み抜き防止中敷きを使用した安全靴、丈夫な手袋など適切な保護具を着用。

## 建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

建設機械を用いて作業を行うときは、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置して建設機械相互又は建設機械と作業員との接触防止を徹底。

運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により建設機械の転倒防止対策の徹底。

## 緊急連絡体制の確立

作業中に余震が起こるなどの窮迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立し、避難の方法等を労働者に十分周知。

## その他

倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しない。

住宅地の被災地の作業は、住民や災害ボランティアを負傷させることのないよう、監視員の配置や現場への立入りを制限する等、必要な措置を講じる。

詳しくは、こちらをご覧ください（厚生労働省ホームページ）

✓ <https://www.mhlw.go.jp/content/001186965.pdf>

✓ 能登半島地震による災害の復旧工事における労働災害防止



# 災害からの復旧工事の安全な施工について

## 作業の実施にあたって注意すべき事項

### ○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

### ○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。

また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。

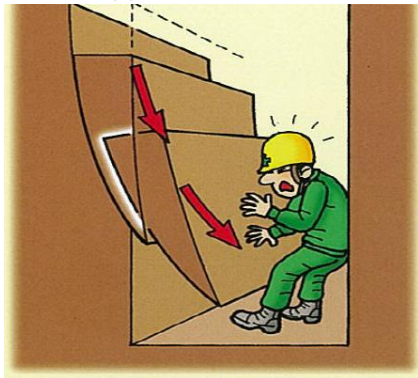


### ○高所での作業を行うときは

作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用器具などを使用すること。

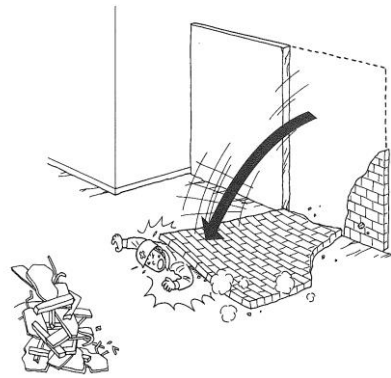
### ○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。



### ○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。



### ○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするため、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# がれきの処理作業を行う際の注意事項

～ がれき処理作業を行う皆様 へ ～

地震・土砂崩れ・浸水等により被災した建物などのがれきの処理は、釘等を踏み抜いたり、倒れてきたり落下してきた物に当たるなど、多くの危険を伴います。

本リーフレットは、がれきの撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、がれきの処理における留意事項をまとめたものです。

作業の実施にあたっては、作業責任者の指示によく従って行動するとともに、本リーフレットを参考に安全に十分注意して作業を行ってください。

## 1 作業を行うための服装

- 長袖の作業着など肌が見えない服装で作業しましょう。
- ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- 防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェック（3頁目参照）を必ず行いましょう。



ヘルメット



底の厚い靴



踏み抜き防止中敷き



丈夫な手袋

## 2 作業を始めるまでの準備

- 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受けて作業を行いましょう。
- 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合って、十分注意して作業を実施しましょう。
- がれきを運搬するための経路を確保しましょう。



### 3 作業中に注意すべき事項

#### がれきの処理の際

- 安定の悪い**がれき**の上など高い所で作業しないようにしましょう。
- 倒れそうな建物には近づかないようにしましょう。  
※被災した建物は、丈夫そうに見えてもダメージを受けています。
- 重いものを無理に一人で運ぶのはやめましょう。
- 倒れた柱などの長尺の**がれき**を運ぶときは、周りに人がいないか十分注意しましょう。
- 薬品（液体）の容器や、液漏れした機械を見つけた場合には作業責任者に連絡しましょう。
- 古いトランス、コンデンサー等でP C Bが含まれているものが工場に保管されていることがあります。特別な管理が必要なものですので不用意に触らないようにしましょう。
- 石綿が含まれているおそれのある建材については、散水等によりできるだけ湿潤化するとともに、原則、割らずに片付けましょう。
- 作業中の重機（ブルドーザー、パワーショベル等）に近づかないようにしましょう。

#### 荷積みの際

- トラックなどへ**がれき**を積む際は「積み過ぎ」に注意しましょう。
- トラックの荷台の上の**がれき**には乗らないようにしましょう。

#### その他の留意事項

- 作業中であっても、大雨の降雨に係る警報が発表された場合などには、すみやかに作業を中止して、安全な場所に避難しましょう。
- 夏場など暑い時は、水分、塩分、休憩をこまめにとりましょう。  
※体調が悪くなった場合は、作業を直ちに中止し、すぐに作業責任者にその旨を伝えましょう。
- 粉じんが舞うような場所で飲食や喫煙をしないようにしましょう。
- 汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があります。立ち入らないようにしましょう。
- 破傷風の危険があるので、傷を負った場合は、すぐに消毒・治療をしましょう。
- 火災等により**がれき**が燃焼している場合には、風上に立ち、燃焼中の**がれき**に近づかないようにしましょう。燃焼後の**がれき**を片付ける際は、防じんマスクを着用しましょう。



# 正しくマスクを装着しましょう



がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。事業者の指示に従い、適切なマスクの着用をお願いいたします。



使い捨て式防じんマスク



取替え式防じんマスク



電動ファン付き呼吸用保護具

※国家検定合格品を使用してください。

## マスクの装着 「悪い例」



鼻部に大きなすき間



しめひもが片側外れている



マスクが上下さかさま



吸気弁やフィルターが  
付いていない



### しっかりと顔に密着させましょう

マスクの変形・破損がないことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。

- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

### 顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう

- もし、漏れ込みが感じられた場合は…

- ① マスクの位置を調節する
- ② しめひもの長さを調節する
- ③ 排気弁など各部の接続状態を確認する

(社)日本保安用品協会・日本呼吸用保護具協会編

**必ずフィットチェックをしましょう。** 次の(A)(B)の2つの方法があります



#### (A) 手を用いた方法

吸気口を手でふさぐときは、押しつけて面体が押されないように、反対の手で面体を押さえながら息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す



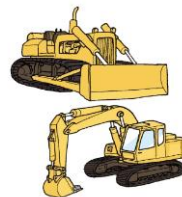
#### (B) フィットチェッカーを用いた方法

吸気口にフィットチェッカーを取り付けて息を吸うとき、瞬間的に吸うのではなく、2～3秒の時間をかけてゆっくりと息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す

出典『鉛作業主任者テキスト』(中央労働災害防止協会編)

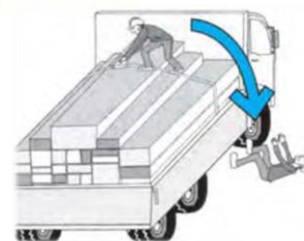
## 4 機械を使用する場合に注意すべき事項

- クレーン、ブルドーザー、パワーショベルなどの運転には資格が必要です。無資格の方が運転して作業を行ってはいけません。
- ショベルカーなどのバケットの爪に荷を掛けてつり上げること（用途外使用）は原則禁止されています。
- 作業内容に適切な機械を使用するようにしましょう。



## 5 労働災害の事例

- がれきを素手で扱って、手を切った。
- がれきから出ていた釘を踏み抜いた。
- 崩れてきたがれきの下敷きになった。
- 錆びた釘で傷を負い、破傷風にかかった。
- 重量物を一人で運び、腰を痛めた。
- トラックの荷台に積んだがれきをロープで固定中、バランスを崩して墜落した。
- 作業中に、後退してきたトラックに衝突された。
- 作業中、パワーショベルのアームに激突された。



(2019.10)

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



**厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署**

# がれきの処理作業を行う際の注意事項

## ～ 事業者の皆様へ ～

地震・土砂崩れ・浸水等により被災した建物などのがれきの処理を行う際には、釘等による踏み抜きや物の落下など、多くの危険が伴います。

本リーフレットは、がれきの撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、がれきの処理における留意事項をまとめたものです。

作業を労働者等に行わせるにあたっては、次の点に注意して下さい。

### 1 作業の準備にあたって注意すべき事項

#### (1) 作業者への教育

作業に不慣れな方も多いことから、雇入れ時などに①使用する機械、工具などの取扱方法、②作業体制、作業手順、合図などについて、教育を行うこと。また、現場では、腕章をつけるなど誰が作業責任者か分かるようにすること。

#### (2) 服装

長袖の作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど作業にあたり適切な装備をさせること。

#### (3) 作業計画

周辺状況の調査を行い、指揮命令系統、作業手順、監視人も含めた人員の配置、使用する機械及びその使用箇所、がれきの運搬・搬出方法等を定めた作業計画を立てること。

#### (4) 作業間の連絡調整

複数の作業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

#### (5) 危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物等には立入禁止措置を行うこと。

## 2 作業の実施にあたって注意すべき事項

### 機械を使用させるときには…

#### (1) 資格者の確認

車両系建設機械、クレーン等を使用させる際は、資格の有無を確認すること。

#### (2) 機械等の点検

機械や工具については、担当者を決め、点検・整備等を適切に実施させること。

#### (3) 機械の転倒防止

地盤が緩んでいる等不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設等により車両系建設機械、クレーン等の転倒防止を図ること。

### 作業場所では…

防じんマスクやゴーグルを着用させること。

また、防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。

### がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。

#### (1) 呼吸用保護具の着用

粉じんを吸い込まないようにするため、呼吸用保護具（防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具）を使用させること。

注）国家検定品を用いること。

なお、屋外におけるがれき処理作業は使い捨て防じんマスクで作業可能ですが、石綿の切断等作業の場合は取替え式防じんマスク、吹付け石綿の除去作業には電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要があります。

#### (2) 作業場所の湿潤化

粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物等への散水や、薬液の使用により、湿潤な状態とすること。

#### (3) 関係者以外の立ち入り禁止

関係者以外の者が粉じんにはばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者を立ち入らせないこと。

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署